

川口市上下水道局広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市広告掲載要綱（平成21年4月21日市長決裁。以下「市要綱」という。）第4条の規定に基づき、川口市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が掲載する広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、市要綱第2条の規定に定めるところによる。

(広告媒体)

第3条 上下水道局における広告媒体は次に掲げるとおりとする。

- (1) 上下水道広報誌みずぐるま（以下「みずぐるま」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告媒体として適当であると認めるもの

(掲載の順位)

第4条 広告掲載の申込みが多数の場合は、次の各号に掲げる順位に対応する当該各号に定める団体等を優先する。

- (1) 第1順位 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 第2順位 公共交通機関、ガス会社、電力会社、新聞社、テレビ局、ラジオ局、銀行、信用金庫、農協等の公共性の高い私企業等
- (3) 第3順位 市内に店舗、事業所等を有する私企業等
- (4) 第4順位 前各号に該当しないもので、管理者が掲載することが適当であると認めるもの

(掲載の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置は、広告媒体ごとに管理者が別に定める。

(広告掲載期間)

第6条 みずぐるまの広告掲載期間は、当該広告媒体を発行する期間とする。

- 2 第3条第2号に定める広告媒体の広告掲載期間は、その都度、管理者が指定する期間とする。

(掲載料)

第7条 広告の掲載料は、広告の募集及び掲載に要する経費、類似広告の市場価格の動向等を勘案して管理者が決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第8条 管理者は上下水道局ホームページ等により広告掲載の希望者を公募するものとする。

2 広告掲載の希望者が募集枠に満たないときは、第4条に規定するものに対して、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者は、管理者の定める日までに、様式第1号の申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、管理者に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みがあった場合、管理者は当該申込みを行った者に対して審査に必要な資料を求めることができる。

(広告掲載の受付け)

第10条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の内容について、川口市広告掲載基準（平成21年4月21日企画財政部長決裁。以下「市基準」という。）の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第11条 管理者は、広告掲載を可とした場合にあっては様式第2号の通知書により、否とした場合にあっては様式第3号の通知書により、申込みを行ったものに対して、通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載を可とする旨の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を上下水道局に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、管理者の指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき。

(3) 上下水道局の広告媒体に掲載する広告主として、適当ではないと認める事由が生じたとき。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主に対して様式第3号の通知書により通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により広告掲載を取り消したことにより広告主に損害を生ずることがあっても、その損害は賠償しない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主が、自己の都合により広告媒体への広告を取り下げるときは、第11条第1項の規定により様式第2号の通知書を受領した日から2週間を経過する日までに行うものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により管理者に申し出なければならない。

3 第12条の規定による広告掲載料納付後に、第1項により広告掲載の申し込みを取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、上下水道局の広告掲載に関する事項は、市要綱及び市基準に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。